

令和4年度 放流水等ダイオキシン類測定業務

仕 様 書

1 業務目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質基準適用事業場である水再生プラザからの放流水のダイオキシン類濃度を測定する。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に基づき、埋立施設周縁の地下水のダイオキシン類濃度を測定する。

なお、法規制対象外の水再生プラザの放流水についても、現状把握のためダイオキシン類濃度を測定する。

2 業務場所

- (1) 豊平川水再生プラザ※ (札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号)
- (2) 東部水再生プラザ※ (札幌市白石区東米里2172番地1)
- (3) 手稲水再生プラザ※ (札幌市手稲区手稲山口265番地8)
- (4) 拓北水再生プラザ (札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号)
- (5) 新川水再生プラザ (札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号)
- (6) 手稲山口埋立施設 (札幌市手稲区手稲山口322番地)
- (7) 手稲前田埋立施設 (札幌市手稲区手稲前田448番地1)
- (8) 手稲前田第2埋立施設 (札幌市手稲区手稲前田623番地他)

※現状での水質基準適用事業場：豊平川水再生プラザ、東部水再生プラザ、手稲水再生プラザ

3 業務内容

水再生プラザの放流水、埋立施設周縁の地下水を採取し、ダイオキシン類濃度を測定する。併せて、pH及び浮遊物質量を測定する。

4 調査時期

令和4年6月～9月頃

測定対象施設の状況等により、調査時期・採水回数とも変更する可能性がある。

5 測定方法

ダイオキシン類の測定方法は日本工業規格 K0312 に定める方法によることとし、2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定によること。

pHの測定方法は日本工業規格 K0102、浮遊物質量の測定方法は昭和46年12月環境庁告示第59号に定める方法によること。

6 業務量

施 設 名	検 体 数		
	放流水	地下水	計
豊平川水再生プラザ（第1・第2）	2	—	2
東部水再生プラザ	1	—	1
手稲水再生プラザ	1	—	1
拓北水再生プラザ	1	—	1
新川水再生プラザ（第1・第2）	2	—	2
手稲山口埋立施設	—	2	2
手稲前田埋立施設	—	2	2
手稲前田第2埋立施設	—	2	2
合 計	7	6	13

注) 測定対象施設の状況等により、変更する可能性がある。

7 提出書類（※所定の様式があるので業務主任と打合せること）

(1) 業務履行前までに

- ア 業務代理人指定通知書・・・・・・・・・・1部
 イ 業務代理人経歴書・・・・・・・・・・1部
- } 2枚割印
 (労働基準監督署印は不要)

(2) 随時

- ア 業務予定表
 イ その他 業務主任の指示により提出する。

(3) 結果判明時(速報値)

- ア ダイオキシン類測定結果
 イ pH測定結果
 ウ 浮遊物質濃度測定結果

(4) 完了時

- ア 完了届：1部
 イ 報告書
 ① A4版：2部（計量証明書含む）
 ② 電子ファイル：一式（水質基準適用事業場である3施設のダイオキシン類
 対策特別措置法施行規則様式第6の報告書等含む）
 ウ チャート等の分析データ
 エ 品質保証・品質管理結果報告書

8 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

総価契約の一括払いとし、業務完了検査の合格後に全額請求することができる。

9 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

10 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

11 留意事項

(1) 試料の採取

ア 業務主任の指示する場所で、受託者が行うこと。

イ 日程については、業務主任と協議して決定すること。また日程の決定後、すみやかに業務予定表を提出すること。

ウ 採取日前日及び当日の天候、施設の稼動状況等によっては、採取日を変更することがある。採取日当日及び採取途中の変更もありうる。

エ 水再生プラザでの試料採水の際は、採水用ジョッキには鎖を二重に結び、ジョッキを落下させる事のないよう慎重に作業を行うこと。

オ 採水器具は受託者が用意し、また、測定値に影響を及ぼさないよう必要な器具洗浄を行うこと。採取場所で器具洗浄を行う場合は、共洗い、純水等で洗う場合を除き、廃液を持ち帰ること。

カ 埋立施設地下水の採取にあつては、底質の巻上げを起こさない採水器具を用意すること。

- (2) ダイオキシン類の測定は、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（環境省平成 22 年 3 月 31 日改訂）に沿い、的確な精度管理に努めること。

- (3) 特異的な測定結果が出た場合は、再測定を指示することがあるので、試料の保存・管理を行い、すみやかに業務主任へ連絡すること。

- (4) 速報値については結果判明後、報告書等については作成後すみやかに提出すること。

- (5) 報告書の記載内容は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 8 条に定める様式第 6 に準じた内容とし、測定結果の他に評価及び採水当日の施設の運転状況や過年度との比較などの考察事項を記載すること。（必要なデータは当課から提供する。）なお、電子ファイルで提出する水質基準適用事業場 3 施設の様式第 6 は Excel などの編集可能なファイルとし、業務完了前にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

また、試料採取状況を示す写真を報告書に添付すること。

- (6) 報告書には、A4 版裏表各 1 ページ程度の要旨を添付すること。

- (7) チャート等の分析データには、データの解説を加えること。

- (8) 業務履行場所である各施設の敷地内全て（駐車場での車両内含む）における喫煙は、禁止とする。
- (9) 業務の履行にあたって、受託者の不注意により生じた事故及びトラブル等の一切については、受託者の責任において処理すること。
- (10) 仕様書に記載されていない事項及び不明な事項については、委託者と協議の上決定すること。